

年金委員の扉

年金委員^し知^{ため}つ^た為^め情報 (12)

扶養親族等申告書は何のために提出するのか？

年金委員のみなさんが知っておく^しと^{ため}になる「年金委員知^しつ^た為^め情報」。今回のテーマは「扶養親族等申告書は何のために提出するのか?」。日本年金機構では、公的年金について源泉徴収の対象となる方およびお住まいの市区町村において住民税の課税対象となるとされる方へ、令和9年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を令和8年9月7日(月曜)より順次、お送りしています。ところで、扶養親族等申告書は何のために提出するのか、また、提出方法はどちらがいいか。改めて確認しておきましょう。

◆公的年金から税金を負担できる範囲に応じて負担してもらうため

公的年金には所得税や住民税がかかりますが(障害年金や遺族年金にはかかりません。)、日本年金機構では年金を受給者の方々に支払う際に、税金を負担する受給者の方々が無理なく負担できるよう、受給者本人や親族が障害者であったり、配偶者であったりといった事情におうじて、所得税を源泉徴収しています。その際、いくら源泉徴収したらいいのかを決めるに当たり、受給者の方々が配偶者控除などどの各種控除が受けられるかどうかを確認するため、受給者の方々に扶養親族等申告書を送っているのです。

とはいえ、すべての受給者に扶養親族等申告書を送っているわけではありません。老齢または退職を支給の理由とする年金(老齢福祉年金を除く。)の場合、令和9年分については年間の年金額が、(1)65歳未満の方は98万円以上、(2)65歳以上の方は148万円以上、(3)退職共済年金の受給者で老齢基礎年金が支給されている方は退職共済年金の年金額が70万円以上——となる方に扶養親族等申告書を送っています。

扶養親族等申告書が届いたら、まずは提出が必要かどうかを確認してください。各種控除に該当しない方(受給者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者または親族、または退職手当等を受ける見込みのある配偶者または親族がいない方など)は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。また、年金額(年間)が一定金額に満たない方は課税対象にはならないので、扶養親族等申告書は送られてきません。この方々も申告書を提出する必要はありません。扶養親族等申告書を提出する場合は[日本年金機構のホームページ](#)をご参照ください。

●令和9年分の扶養親族等申告書（表面）

『令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表 面

令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0 前年から「変更なし」で申告します。
提出年月日および受給者欄に本人の氏名、電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

1 前年から「変更あり」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

※令和9年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、**本用紙の提出は不要**です。

提出期限
令和X年XX月XX日

提出年月日 令和8年10月14日

A 受給者

フリガナ ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎
電話番号 03-XXXX-XXXX
生年月日 昭和33年11月30日

1 本人障害
2 身障者
3 本人所得

1.普通障害 2.特別障害
1.寡婦 2.ひとり親
4.寡婦 5.ひとり親

1.普通障害 2.特別障害
1.同居等の区分
2.配偶者老人区分

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者
フリガナ ネンキン ハナコ
氏名 年金 花子
続柄 1.夫 2.妻
生年月日 年 月 日
33 5 3

5 配偶者の区分
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。
1. 65歳以上の場合、年金額が172万円以下の方
2. 65歳未満の場合、年金額が122万円以下の方
上記以外の場合
年間所得の見積額を計算し、右の欄にご記入ください（収入がない方はゼロを記入）。
退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください（退職所得がない方は記入不要です）。
年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。

6 配偶者障害
該当なしの場合は記入不要
1.普通 2.特別
7 同居等の区分
1.同居 2.別居
8 配偶者老人区分
1.非居住者 2.老人
配偶者の所得見積額が62万円以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族等（3人目以降は裏面にご記入ください）

9 源泉控除対象親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）※
フリガナ ネンキン イチロウ
氏名 年金 一郎
続柄 3.子 4.孫
生年月日 年 月 日
7 6 11
フリガナ ネンキン ジロウ
氏名 年金 次郎
続柄 3.子 4.孫
生年月日 年 月 日
9 4 12

10 特定・老人の種別
1.親 2.子 3.孫 4.兄弟姉妹 5.その他
1.親 2.子 3.孫 4.兄弟姉妹 5.その他
1.親 2.子 3.孫 4.兄弟姉妹 5.その他

11 同居等の区分
1.同居 2.別居
1.同居 2.別居
1.同居 2.別居

12 年間所得の見積額
1.62万円以下
2.62万円超～85万円以下
3.85万円超～100万円以下
4.100万円超～150万円以下
5.150万円超～200万円以下
6.200万円超～250万円以下
7.250万円超～300万円以下
8.300万円超～350万円以下
9.350万円超～400万円以下
10.400万円超～450万円以下
11.450万円超～500万円以下
12.500万円超～550万円以下
13.550万円超～600万円以下
14.600万円超～650万円以下
15.650万円超～700万円以下
16.700万円超～750万円以下
17.750万円超～800万円以下
18.800万円超～850万円以下
19.850万円超～900万円以下
20.900万円超～950万円以下
21.950万円超～1000万円以下
22.1000万円超

変更なしの場合

A に○をしてください。

変更ありの場合

1 に○をしてください。

提出年月日をご記入ください。

受給者欄に氏名をご記入ください（押印は不要）。
電話番号をご記入ください。所得税法の改正に伴い、
控除対象となる所得要件が
変更となっています。
詳しくは「大切なお知らせ」を
ご覧ください。

（変更ありの場合）

A 欄からD 欄の変更事項を
訂正、追加でご記入ください。
3ページ、4ページを参照
ください。

申告書の裏面へ

個人番号（マイナンバー）欄の説明

「収録済」と印刷されている場合

⇒記入は不要です。

※前回提出してからマイナンバーの変更がある
場合は、0 欄の「変更あり」に○をしてください。
さらに、申告書裏面 14 「摘要」欄に該当者の氏名と
変更後のマイナンバーをご記入ください。

「未収録」と印刷されている場合

⇒0 欄の「変更あり」に○をして、配偶者、扶養親族等の
マイナンバーをご記入ください。※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。
※記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を
不受理とすることはありません。
※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、
申告書裏面 14 「摘要」欄に、該当者の氏名および、マイナンバーを
お持ちでない旨とその理由をご記入ください。

年金委員の扉

地域型年金委員のお仕事 (12)

年金生活者支援給付金の請求書（はがき型）が送られてきたら…

日本年金機構では、基礎年金を受給している方で、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができるようになった方に対して、緑色の封筒を使って「年金生活者支援給付金請求書（はがき型）」を令和8年9月1日（火曜）から順次送っています。これに該当される方がご近所にいらっしゃいましたら、一言お声かけください。

◆年金生活者支援給付金とは？

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得が一定基準以下の年金受給者に対し、年金に上乗せして支給する制度です。消費税率の引上げによる増収分を財源として、令和元年10月に始まりました。

給付金には、老齢、障害、遺族の3種類がありますが、老齢年金生活者支援給付金は、65歳以上の老齢基礎年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税であることなどが受給できる条件になります。令和8年度の給付基準額は月額5,620円で、これに基づき保険料納付済期間や免除期間に応じて支給額が計算されます。所得が基準をやや上回る方には、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。障害年金生活者支援給付金は、障害等級2級の方に月額5,620円、1級の方に月額7,025円、遺族年金生活者支援給付金は月額5,620円が支給されます。また、給付額は毎年度、物価の変動に応じて改定されます。

◆年金生活者支援給付金の請求手続きはこうする！

年金生活者支援給付金を受給するためには請求手続きが必要となります。日本年金機構では、基礎年金を受給している方で、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方に対しては、年金生活者支援給付金請求書（はがき型）を毎年9月の第1営業日から順次送付していますが、今年は9月1日（火）から送付が始まりました。送付している「年金生活者支援給付金請求書（はがき型）」には、請求した場合に支給される見込額（月額）も記載されているので、ご確認ください。

年金生活者支援給付金を受け取ることができるのかできないのかを、機構のほうで確認できない方に対しては、年金生活者支援給付金請求書（A4型）と所得情報等を確認するための所得状況届をお送りしています。

●年金生活者支援給付金請求書（はがき型）が入った緑の封筒書

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

見本

あなたは「年金生活者支援給付金」
を受け取ることができます。お手続
は簡単ですので、必ず開封して、
提出期限までに請求してください。

給付金手続関係書類 在中



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

●年金生活者支援給付金請求書（はがき型）

年金生活者支援給付金請求書

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号										
②氏名	(フリガナ)									
	(氏)					(名)				
③生年月日	1.明治 5.昭和 9.令和	3.大正 7.平成			年			月		日
④住所	〒 -									
	電話番号 ()									
⑤届出年月日	令和 年 月 日									

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 年金生活者支援給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

年金生活者支援給付金請求書は、(1)電子申請、(2)郵送——の2通りの提出方法があります。

(1)電子申請による提出

請求書を[電子申請で提出する場合](#)は、請求書とともに同封されているリーフレットをご確認ください。
電子申請により請求書を提出した場合は、郵送による提出は不要です。

(2)郵送による提出

請求書を郵送により提出する場合は、日本年金機構から送られてきた「年金生活者支援給付金請求書（はがき型）」に氏名などを記入のうえ、同封された「目隠しシール」を貼り、切手を貼って郵便ポストに投函してください。

なお、封筒や請求書を紛失した場合は、下記のリンク先から年金生活者支援給付金請求書（A4型）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、[お近くの年金事務所](#)にご提出ください。

▶[年金生活者支援給付金請求書（A4型）](#)